

令和3年第4回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

紀の川市議会議長 様

紀の川市長 中村 慎司

議案の送付について

令和3年第4回紀の川市議会定例会に提出するため、下記議案に説明書を添えて送付します。

記

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて

(紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて

(令和3年度紀の川市一般会計補正予算(第5号))

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて

(令和3年度紀の川市一般会計補正予算(第6号))

報告第10号 専決処分の承認を求めることについて

(令和3年度紀の川市一般会計補正予算(第7号))

議案第94号 紀の川市名誉市民条例の制定について

議案第95号 紀の川市特別会計条例の一部改正について

議案第96号 紀の川市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について

議案第97号 紀の川市細野溪流キャンプ場条例の一部改正について

議案第98号 紀の川市ハイランドパーク粉河条例の一部改正について

議案第99号 紀の川市農村交流施設条例の廃止について

議案第100号 紀の川市桃山産業振興館条例及び紀の川市ふるさと産品展示場条例を
廃止する条例の制定について

議案第101号 令和3年度紀の川市一般会計補正予算（第8号）について

議案第102号 令和3年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2
号）について

議案第103号 令和3年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号
）について

議案第104号 令和3年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）に
ついて

議案第105号 令和3年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第106号 令和3年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第107号 指定管理者の指定について（紀の川市細野溪流キャンプ場）

議案第108号 指定管理者の指定について（紀の川市民公園）

議案第109号 紀の川市道路線の認定について

議案第110号 紀の川市道路線の認定について

報告第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年12月22日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年11月26日

紀の川市長 中 村 慎 司



理由

令和3年8月10日の人事院勧告等に伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

令和3年11月26日
条例第22号

(紀の川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 紀の川市職員の給与に関する条例(平成17年紀の川市条例第49号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末日より前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4・5 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末日より前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4・5 略</p>

第2条 紀の川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4・5 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4・5 略</p>

(紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例(平成17年紀の川市条例第46号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(市長等の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、給与条例の適用を受ける一般職の職員の期末手当の支給の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に<u>100分の40</u>を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に</p>	<p>(市長等の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、給与条例の適用を受ける一般職の職員の期末手当の支給の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に<u>100分の40</u>を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に</p>

改正前	改正後
乗じる割合については、 <u>100分の167.5</u> とする。	乗じる割合については、 <u>100分の152.5</u> とする。

第4条 紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(市長等の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、給与条 例の適用を受ける一般職の職員の期末手当の支給の例による。た だし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料 の月額に<u>100分の40</u>を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に 乗じる割合については、<u>100分の152.5</u>とする。</p>	<p>(市長等の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、給与条 例の適用を受ける一般職の職員の期末手当の支給の例による。た だし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料 の月額に<u>100分の40</u>を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に 乗じる割合については、<u>100分の160</u>とする。</p>

(紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年紀の川市条例第20号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(給与の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条 第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「第</p>	<p>(給与の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条 第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「第</p>

改 正 前	改 正 後
<p>28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員」とあるのは「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員及び紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）第2条第1項の規定により採用された職員」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員」とあるのは「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員及び紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）第2条第1項の規定により採用された職員」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p>

第6条 紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(給与の特例) 第7条 略 2～4 略 5 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員」とあるのは「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員及び紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）第2条第1項</p>	<p>(給与の特例) 第7条 略 2～4 略 5 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員」とあるのは「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員及び紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）第2条第1項</p>

改 正 前	改 正 後
の規定により採用された職員」と、給与条例第25条第2項中「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」とする。	の規定により採用された職員」と、給与条例第25条第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。

(紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第7条 紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年紀の川市条例第42号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(期末手当の支給) 第7条 略 2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については <u>100分の22.5</u> とする。	(期末手当の支給) 第7条 略 2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については <u>100分の207.5</u> とする。

第8条 紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(期末手当の支給) 第7条 略 2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額	(期末手当の支給) 第7条 略 2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額

改 正 前	改 正 後
<p>に乘じる割合については100分の207.5とする。</p>	<p>に乘じる割合については100分の215とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

報告第8号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年12月22日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

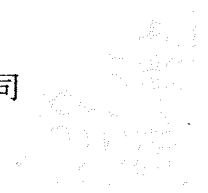
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年10月25日

紀の川市長 中 村 慎 司



報告第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年12月22日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年11月26日

紀の川市長 中 村 慎 司



報告第10号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年12月22日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度紀の川市一般会計補正予算（第7号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年12月13日

紀の川市長 中 村 慎 司



議案第94号

紀の川市名誉市民条例の制定について

紀の川市名誉市民条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年12月22日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

紀の川市名誉市民の称号を贈り、その栄誉を顕彰することに関し、必要な事項を定めるため。

紀の川市名誉市民条例

令和 年 月 日
条例第 号

(目的)

第1条 この条例は、市民又は市にゆかりの深い者で、公共の福祉の増進、学術、文化その他各般にわたって特に功績があり、市民が郷土の誇りとして敬愛する者に対し、紀の川市名誉市民（以下「名誉市民」という。）の称号を贈り、その榮譽を顕彰することを目的とする。

2 前項の名誉市民の称号は、死去した者に対しても追贈することができる。

(名誉市民の決定)

第2条 名誉市民は、市長が市議会の同意を得て決定する。

(顕彰)

第3条 市長は、名誉市民に表彰状及び記念品を贈呈する。ただし、第1条第2項の規定に基づき死去した者に対して追贈するとき、又は前条の決定後表彰前に死去したときは、遺族に贈呈するものとする。

2 名誉市民の事績は、市広報により公表するとともに、名誉市民台帳に登録する。

(待遇)

第4条 名誉市民に対しては、次に掲げる待遇をすることができる。

(1) 市の公の式典への招待

(2) 逝去の際における相当の礼をもってする弔慰

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当又は必要であると認める待遇

(称号の取消し)

第5条 市長は、名誉市民が本人の責めに帰すべき行為により著しく榮譽を失墜し、市民の尊敬を失ったときは、市議会の同意を得て名誉市民の称号を取り消すことができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条第2項の規定は、平成17年11月7日以後に死去した者から適用する。

議案第95号

紀の川市特別会計条例の一部改正について

紀の川市特別会計条例（平成17年紀の川市条例第53号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年12月22日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計の廃止及び管理会を置く財産区の特別会計の統合について、所要の改正を行うため。

紀の川市特別会計条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市特別会計条例（平成17年紀の川市条例第53号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により各事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、本市に次の特別会計を設置する。</p> <p>(1) 紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計</p> <p>(2) ・ (3) 略</p> <p>(4) 紀の川市池田財産区特別会計</p> <p>(5) 紀の川市田中財産区特別会計</p> <p>(6) 紀の川市長田竜門財産区特別会計</p> <p>(7) 紀の川市竜門財産区特別会計</p> <p>(8) 紀の川市南北志野財産区特別会計</p> <p>(9) 紀の川市飯盛財産区特別会計</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により各事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、本市に次の特別会計を設置する。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 紀の川市財産区特別会計</p>

改正前	改正後
(10) 紀の川市静川財産区特別会計	
(11) 紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計	
(12) 紀の川市調月財産区特別会計	
(13) 紀の川市丸瀬財産区特別会計	
(14) 紀の川市平池財産区特別会計	
(15) ～ (17) 略	(4) ～ (6) 略

附 則 (令和 年 月 日 条例第 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正前の紀の川市特別会計条例第1条第1号及び第4号から第14号までの特別会計（附則第4項において「財産区会計」という。）の令和3年度の歳入及び歳出並びに決算については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計に属する権利義務は、一般会計に帰属する。
- 4 この条例の施行の際、現に財産区会計に属する権利義務は、紀の川市財産区特別会計に帰属する。
(紀の川市住宅新築資金等貸付事業債管理基金条例の廃止)
- 5 紀の川市住宅新築資金等貸付事業債管理基金条例（平成17年紀の川市条例第77号）は、廃止する。
(紀の川市長田竜門財産区財政調整基金条例の一部改正)

6 紀の川市長田竜門財産区財政調整基金条例（平成17年紀の川市条例第78号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>長田竜門財産区特別会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。</u></p>	<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>紀の川市財産区特別会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。</u></p>

(紀の川市南北志野財産区財政調整基金条例の一部改正)

7 紀の川市南北志野財産区財政調整基金条例（平成17年紀の川市条例第79号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>南北志野財産区特別会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。</u></p>	<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>紀の川市財産区特別会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。</u></p>

(紀の川市最上、神田、市場、元財産区財政調整基金条例の一部改正)

8 紀の川市最上、神田、市場、元財産区財政調整基金条例（平成17年紀の川市条例第80号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(運用益金の処理)</p>	<p>(運用益金の処理)</p>

改 正 前	改 正 後
第4条 基金の運用から生ずる収益は、最上、神田、市場、元財産区特別会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。	第4条 基金の運用から生ずる収益は、紀の川市財産区特別会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(紀の川市調月財産区財政調整基金条例の一部改正)

9 紀の川市調月財産区財政調整基金条例（平成17年紀の川市条例第81号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、調月財産区特別会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。	(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、紀の川市財産区特別会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(紀の川市飯盛財産区財政調整基金条例の一部改正)

10 紀の川市飯盛財産区財政調整基金条例（平成17年紀の川市条例第91号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、飯盛財産区特別会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。	(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、紀の川市財産区特別会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(紀の川市池田財産区財政調整基金条例の一部改正)

1 1 紀の川市池田財産区財政調整基金条例（平成19年紀の川市条例第2号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、池田財産区特別会計 歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。</p>	<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、紀の川市財産区特別会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。</p>

(紀の川市田中財産区財政調整基金条例の一部改正)

1 2 紀の川市田中財産区財政調整基金条例（平成19年紀の川市条例第3号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、田中財産区特別会計 歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。</p>	<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、紀の川市財産区特別会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。</p>

(紀の川市竜門財産区財政調整基金条例の一部改正)

1 3 紀の川市竜門財産区財政調整基金条例（平成19年紀の川市条例第4号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>竜門財産区特別会計</u> 歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。	(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>紀の川市財産区特別会計</u> 歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(紀の川市静川財産区財政調整基金条例の一部改正)

1.4 紀の川市静川財産区財政調整基金条例（平成19年紀の川市条例第5号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>静川財産区特別会計</u> 歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。	(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>紀の川市財産区特別会計</u> 歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(紀の川市丸栖財産区財政調整基金条例の一部改正)

1.5 紀の川市丸栖財産区財政調整基金条例（平成19年紀の川市条例第6号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>丸栖財産区特別会計</u> 歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。	(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>紀の川市財産区特別会計</u> 歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(紀の川市平池財産区財政調整基金条例の一部改正)

16 紀の川市平池財産区財政調整基金条例(平成19年紀の川市条例第7号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>平池財産区特別会計</u> 歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。	(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>紀の川市財産区特別会計</u> 歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

議案第96号

紀の川市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について

紀の川市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年紀の川市条例第5号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年12月22日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

自転車歩行者道及び歩道の幅員に関する技術的基準を定めるため。

紀の川市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年紀の川市条例第5号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(道路の構造の技術的基準)</p> <p>第2条 法第30条第3項に規定する道路の構造の技術的基準は、<u> </u>、道路構造令（昭和45年政令第320号）の規定の例による。</p> <p>(新設)</p>	<p>(道路の構造の技術的基準)</p> <p>第2条 法第30条第3項に規定する道路の構造の技術的基準は、<u>次条及び第4条に定めるもののほか、道路構造令（昭和45年政令第320号）の規定の例による。</u></p> <p>(自転車歩行者道の幅員)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第3条 <u>自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することが</u>できる。</p> <p>(歩道の幅員)</p> <p>第4条 <u>歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.</u></p>

改正前	改正後
<p>(道路に設ける道路標識の寸法) 第3条 略</p>	<p>5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1. 5メートルまで縮小することができる。 (道路に設ける道路標識の寸法) 第5条 略</p>

附 則 (令和 年 月 日 条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

議案第97号

紀の川市細野溪流キャンプ場条例の一部改正について

紀の川市細野溪流キャンプ場条例（平成17年紀の川市条例第174号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年12月22日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

紀の川市指定管理者制度導入基本方針の策定に伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市細野溪流キャンプ場条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市細野溪流キャンプ場条例（平成17年紀の川市条例第174号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(施設の管理)</p> <p>第3条 キャンプ場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる_____。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>_____（指定管理者が行う業務）</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p>	<p>(施設の管理)</p> <p>第3条 キャンプ場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2 指定管理者の指定の手續等については、<u>紀の川市の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年紀の川市条例第35号）</u>によるものとする。</p> <p>3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>キャンプ場の使用の許可に関する業務</u></p> <p>(2) <u>キャンプ場の維持管理に関する業務</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、キャンプ場の運営に関し市長のみの権限に属する事務を除く業務</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(1) キャンプ場の利用許可に関する業務</p> <p>(2) キャンプ場の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、キャンプ場の運営に関し市長の <u>みの権限に属する事務を除く業務</u> <u>(指定管理者の指定の期間)</u></p> <p>第5条 <u>指定管理者が指定を受けてキャンプ場の管理を行う期間</u> <u>は、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して3年を</u> <u>経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。</u></p> <p>(休場日)</p> <p>第6条 キャンプ場は年中無休とする。ただし、<u>指定管理者は、特に必要があ</u> <u>ると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、臨時に休場</u> <u>することができる。</u></p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 キャンプ場を利用しようとする者（以下「利用者」とい う。）は、あらかじめ<u>指定管理者の許可を受けなければなら</u> <u>ない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するとき</u> <u>は、前項の許可を与えないことができる。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(新設)</p>	<p>(休場日)</p> <p>第4条 キャンプ場は年中無休とする。ただし、<u>第3条の規定によ</u> <u>り指定管理者が管理を行う場合は、指定管理者は、特に必要があ</u> <u>ると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、臨時に休場</u> <u>することができる。</u></p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 キャンプ場を使用しようとする者（以下「使用者」とい う。）は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければなら ない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、その使用が次の各号のいずれかに該当するとき は、前項の許可を与えないことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 <u>市長が、第3条の規定によりキャンプ場の管理を指定管理者に</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>(利用の制限等)</u></p> <p>第8条 <u>指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは<u>利用の中止</u>を命ずることができる。</p> <p>(1) <u>利用者が</u> <u>許可を受けた利用の目的に違反したとき</u>。</p> <p>(2) <u>利用者が</u> <u>この条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき</u>。</p> <p>(3) <u>利用者が</u> <u>偽りその他不正の行為により許可を受けたとき</u>。</p> <p>(4) ・ (5) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(<u>使用料</u>)</p>	<p>行わせる場合は、<u>前2項において「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(使用の制限等)</u></p> <p>第6条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは<u>使用の中止</u>を命ずることができる。</p> <p>(1) <u>使用者が</u>、<u>許可を受けた使用の目的に違反したとき</u>。</p> <p>(2) <u>使用者が</u>、<u>この条例又は市長の指示した事項に違反したとき</u>。</p> <p>(3) <u>使用者が</u>、<u>偽りその他不正の行為により許可を受けたとき</u>。</p> <p>(4) ・ (5) 略</p> <p>2 <u>市長が</u>、<u>第3条の規定によりキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合は</u>、<u>前項において「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(<u>使用料</u>)</p> <p>第7条 <u>使用者は</u>、<u>市長にキャンプ場の使用に係る料金（以下「使用料」という。）を納入しなければならない。</u></p> <p>2 <u>使用料の額は別表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の範囲内において、定めるものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは</u>、<u>これを切り捨てるものとする。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(利用料金)</p> <p>第9条 利用者(は、指定管理者)にキャンプ場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納入しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由によりキャンプ場を利用できないときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。</p> <p>6 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条</p> <p>別表(第9条関係)</p> <p>表 略</p>	<p>4 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由によりキャンプ場を使用できないときは、使用料の一部又は全部を還付することができる。</p> <p>5 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(指定管理者の利用料金の收受)</p> <p>第8条 市長が第3条の規定によりキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合は、使用者は、キャンプ場の使用に係る料金を利用料金として指定管理者に納めなければならない。この場合において、前条の規定は、適用しない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由によりキャンプ場を使用できないときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条</p> <p>別表(第7条、第8条関係)</p> <p>表 略</p>

附 則 (令和 年 月 日 条例第 号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第98号

紀の川市ハイランドパーク粉河条例の一部改正について

紀の川市ハイランドパーク粉河条例（平成17年紀の川市条例第168号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年12月22日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

紀の川市ハイランドパーク粉河の運営方法の見直しに伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市ハイランドパーク粉河条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市ハイランドパーク粉河条例（平成17年紀の川市条例第168号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条の2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) ハイランドパークの利用の承認に関する業務</p> <p>(2) ハイランドパークの利用料金 の収受に関する業務</p> <p>(3) ・ (4) 略</p> <p>(新設)</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>指定管理者の指定の<u>手続等</u>については、紀の川市公の施設の指定管理者の指定の<u>手続等</u>に関する条例（平成18年紀の川市条例第35号）によるものとする。</u></p> <p>3 <u>ハイランドパークの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条の4及び第4条の5の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、ハイランドパークの<u>開園時間及び休園日</u>を変更することができる。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条の2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) ハイランドパークの<u>使用</u>の承認に関する業務</p> <p>(2) ハイランドパークの<u>使用に係る料金</u>の収受に関する業務</p> <p>(3) ・ (4) 略</p> <p><u>(指定管理者の利用料金の収受等)</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(開園時間)</p> <p>第4条の3 ハイランドパークの開園時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(休園日)</p> <p>第4条の4 ハイランドパークの休園日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開園し、又は休園することができる。</p>	<p>第4条の3 <u>市長が、第4条の規定によりハイランドパークの管理を指定管理者に行わせる場合は、ハイランドパークの利用者は、第8条に規定する使用料を利用料金として指定管理者に納めなければならぬ。この場合において、第5条及び第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条及び第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定により納付された利用料金を地方自治法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、当該利用料金の額は、第8条に規定する金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。その額を変更するときも同様とする。</u></p> <p>(開園時間)</p> <p>第4条の4 <u>ハイランドパークの開園時間は、午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p>(休園日)</p> <p>第4条の5 <u>ハイランドパークの休園日は、次のとおりとする。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(指定管理者の権限)</u></p> <p>第4条の5 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第7条までに規定する市長の権限を行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、<u>管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。</u></p> <p><u>(利用の承認)</u></p> <p>第5条 ハイランドパークの施設及び附属器具を利用する者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p><u>(承認の制限)</u></p> <p>第6条 市長は、前条の承認を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>利用を承認してはならない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(利用承認の取消し)</u></p> <p>第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>施設の利用の承認を取り消し、又はその利用を制限すること</u>ができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により<u>利用の承認</u>を受けたとき、又は承認された<u>利用目的以外に利用し、又は利用しよう</u>としたとき。</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(使用の承認)</u></p> <p>第5条 ハイランドパークの施設及び附属器具を使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p><u>(承認の制限)</u></p> <p>第6条 市長は、前条の承認を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用を承認してはならない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(承認の取消し等)</u></p> <p>第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>施設の使用の承認を取り消し、又はその使用を制限すること</u>ができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により<u>使用の承認</u>を受けたとき、又は承認された<u>使用目的以外に使用し、又は使用しよう</u>としたとき。</p>

改正前	改正後
<p>(2) 承認に基づき権利を他人に譲渡し、又は利用させようとしたとき。</p> <p>(3) <u>利用料金を</u>納入しないとき。</p> <p>(4) ・ (5) 略</p> <p><u>(利用料金)</u></p> <p>第8条 利用者は、別表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した<u>利用料金</u>を納めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により算出した<u>利用料金の額</u>に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長において特別の理由があると認められたときは、<u>利用料金を</u>減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>(利用料金の返還)</u></p> <p>第9条 既納の<u>利用料金は</u>、返還しない。ただし、<u>利用者の責めに帰することができない理由により施設を利用すること</u>ができできないと認められるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p><u>(利用者の義務)</u></p> <p>第10条 利用者は、<u>利用を停止されたとき、若しくは利用の許可を取り消されたとき、又は利用が終わったときは、直ちに利用場所を原状に復して係員に引き継がなければならない。</u></p> <p>2. <u>利用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを執行</u></p>	<p>(2) 承認に基づき権利を他人に譲渡し、又は使用させようとしたとき。</p> <p>(3) <u>使用料</u>を納入しないとき。</p> <p>(4) ・ (5) 略</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第8条 <u>使用者は</u>、別表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した<u>使用料</u>を納めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により算出した<u>使用料の額</u>に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長において特別の理由があると認められたときは、<u>使用料</u>を減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>(使用料の返還)</u></p> <p>第9条 既納の<u>使用料</u>は、返還しない。ただし、<u>使用者の責めに帰することができない理由により施設を使用すること</u>ができできないと認められるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>し、その費用を利用者から徴収することができる。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第11条 ハイランドパークにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公告物を展示し、若しくは配布し、又は宣伝等これらに類する行為をするとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第12条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第7条の規定により利用の許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。</p> <p>2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者はの負担とする。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第13条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又はこれを免除することができる。</p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第10条 ハイランドパークにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公告物を展示し、若しくは配布し、又は宣伝等これらに類する行為をすること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第11条 使用者は、施設等の使用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第7条の規定により使用の許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、使用者はの負担とする。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第12条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、使用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又はこれを免除することができる。</p>

改正前

改正後

(委任)
第14条 略

別表 (第8条関係)
ハイランドパーク粉河施設利用料金

1 総合管理棟利用料金

種別	利用料金
1階フロア	28,572円
2階フロア	28,572円

備考 この表に定める利用料金は、1年契約を原則とした1箇月当たりの利用料金とする。

2 展望台利用料金

種別	入場料 (1人1回につき)
大人	191円
小人	96円

備考 「小人」とは、6歳以上16歳未満の者をいう。

3 野外ステージ利用料金

種別	利用区分及び利用料金
略	略
ステージ	略

備考

(委任)
第13条 略

別表 (第4条の3、第8条関係)
ハイランドパーク粉河施設使用料

1 展望台使用料

種別	入場料 (1人1回につき)
6歳以上	96円

2 野外ステージ使用料

種別	使用区分及び使用料
略	略
ステージ	略

備考

改正前

- ・準備のために利用する日の利用料金は、この表に掲げる額に100分の70を乗じて得た額とする。
- ・利用時間を超えて利用する場合は、当該利用料金の1時間当たりの額に100分の150を乗じて得た額を、その超える利用1時間当たりの利用料金とする。この場合において、利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。

4 キャンプ場利用料金

種別	利用料金
略	略

備考

- ・この表に定める利用料金は、1人1泊の利用料金とする。ただし、利用が宿泊を伴わないときは、100分の50を乗じて得た額とする。
- ・種別の区分は、展望台利用料金の例による。

5 望遠鏡利用料金

種別	利用料金
略	略

6 バーベキュー広場利用料金

種別	利用料金
略	略

7 ハリポート利用料金

改正後

- ・準備のために使用する日の使用料は、この表に掲げる額に100分の70を乗じて得た額とする。
- ・使用時間を超えて使用する場合は、当該使用料の1時間当たりの額に100分の150を乗じて得た額を、その超える使用1時間当たりの使用料とする。この場合において、使用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。

3 キャンプ場使用料

種別	使用料
略	略

備考

- ・この表に定める使用料は、1人1泊の使用料とする。ただし、使用が宿泊を伴わないときは、100分の50を乗じて得た額とする。

- ・「小人」とは、6歳以上16歳未満の者をいう。

4 望遠鏡使用料

種別	使用料
略	略

5 バーベキュー広場使用料

種別	使用料
略	略

6 ハリポート使用料

改正前		改正後	
種別	利用料金	種別	使用料
離着陸1回	略	離着陸1回	略
終日利用	略	終日使用	略
備考 略		備考 略	

附 則 (令和 年 月 日条令第 号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第99号

紀の川市農村交流施設条例の廃止について

紀の川市農村交流施設条例（平成26年紀の川市条例第35号）を別紙のとおり廃止するものとする。

令和3年12月22日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

紀の川市農村交流施設を廃止するため。

紀の川市農村交流施設条例を廃止する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市農村交流施設条例（平成26年紀の川市条例第35号）は、廃止する。

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第100号

紀の川市桃山産業振興館条例及び紀の川市ふるさと産品展示場条例を廃止する条例の制定について

紀の川市桃山産業振興館条例及び紀の川市ふるさと産品展示場条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年12月22日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

紀の川市桃山産業振興館及び紀の川市ふるさと産品展示場の管理方針の変更に伴い、行政財産としての用途を廃止するため。

紀の川市桃山産業振興館条例及び紀の川市ふるさと産品展示場条例を廃止する条例

令和 年 月 日
条例第 号

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 紀の川市桃山産業振興館条例（平成17年紀の川市条例第171号）
- (2) 紀の川市ふるさと産品展示場条例（平成25年紀の川市条例第22号）

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第101号

令和3年度紀の川市一般会計補正予算（第8号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度紀の川市一般会計補正予算（第8号）について、議会の議決を求める。

令和3年12月22日提出

紀の川市長 中村 慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第102号

令和3年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和3年12月22日提出

紀の川市長 中村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第103号

令和3年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和3年12月22日提出

紀の川市長 中村 慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第104号

令和3年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和3年12月22日提出

紀の川市長 中村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第105号

令和3年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和3年12月22日提出

紀の川市長 中村 慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第106号

令和3年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和3年12月22日提出

紀の川市長 中村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

記

1. 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称及び所在地
名 称 紀の川市細野溪流キャンプ場
所 在 地 紀の川市桃山町垣内258番地1
2. 指定管理者となる団体の名称、所在地及び代表者名
名 称 細野溪流キャンプ場管理組合
所 在 地 紀の川市桃山町垣内258番地1
代表者名 組合長 前田 力
3. 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年12月22日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

紀の川市細野溪流キャンプ場の指定管理者を指定したいため。

議案第108号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

記

1. 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称及び所在地
名 称 紀の川市民公園
所 在 地 紀の川市花野604番地2 他11筆
2. 指定管理者となる団体の名称、所在地及び代表者名
名 称 きのかわスポーツライフ創造パートナーズ
所 在 地 大阪府大阪府中央区北浜四丁目1番23号
代表者名 美津濃株式会社 代表取締役社長 水野 明人
3. 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年12月22日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

紀の川市民公園の指定管理者を指定したいため。

議案第109号

紀の川市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、紀の川市道路線を別紙のとおり認定するため、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月22日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

寄附により取得した開発道路を紀の川市道路線として認定するため。

認定路線

整理 番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
1	西三谷善光団地線	紀の川市西三谷204番13地先		
		紀の川市西三谷204番16地先		
2	小門団地2号線	紀の川市打田609番3地先		
		紀の川市打田609番2地先		
3	小門団地3号線	紀の川市打田609番2地先		
		紀の川市打田609番7地先		
4	西大井波分団地2号線	紀の川市西大井124番6地先		
		紀の川市西大井124番3地先		
5	西大井波分団地3号線	紀の川市西大井121番9地先		
		紀の川市西大井121番8地先		
6	西大井波分団地4号線	紀の川市西大井121番6地先		
		紀の川市西大井121番8地先		
7	西大井波分団地5号線	紀の川市西大井113番5地先		
		紀の川市西大井113番3地先		
8	波分団地線	紀の川市西大井185番20地先		
		紀の川市西大井185番30地先		
9	打田楽池団地線	紀の川市打田1106番1地先		
		紀の川市打田1107番地先		
10	南志野8号線	紀の川市南志野701番8地先		
		紀の川市南志野701番11地先		
11	南志野9号線	紀の川市南志野701番19地先		
		紀の川市南志野701番22地先		
12	涌田団地線	紀の川市桃山町元128番8地先		
		紀の川市桃山町元128番7地先		
13	中230号線	紀の川市貴志川町神戸936番3地先		
		紀の川市貴志川町神戸936番2地先		
14	中231号線	紀の川市貴志川町神戸839番10地先		
		紀の川市貴志川町神戸839番8地先		
15	中232号線	紀の川市貴志川町神戸839番10地先		
		紀の川市貴志川町神戸839番16地先		
16	中233号線	紀の川市貴志川町神戸839番7地先		
		紀の川市貴志川町神戸839番18地先		

議案第110号

紀の川市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、紀の川市道路線を下記のとおり認定するため、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

認定路線

整理 番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
17	木積川線	紀の川市西三谷313番1地先		
		紀の川市西三谷702番4地先		
18	猪垣11号線	紀の川市猪垣217番1地先		
		紀の川市猪垣210番2地先		
19	下丹生谷6号線	紀の川市東野704番1地先		
		紀の川市下丹生谷155番1地先		
20	下丹生谷7号線	紀の川市下丹生谷1103番地先		
		紀の川市下丹生谷1164番地先		

令和3年12月22日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

既存道路を紀の川市道路線として認定するため。